

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） 開始に伴う定款への記載について

島本町では、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」を開始しています。

総合事業の開始に伴い、事業実施根拠となる事業名称が変更となりますので、以下のとおり変更等の対応をお願いします。

なお、定款変更のみをもって、事業者指定の変更届出手続きを行う必要はありません。

【対象】

総合事業を実施する事業所（みなし指定を含む。）を運営する法人

【定款の記載例】

- ・「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」
 - ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
 - ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」
 - ・「介護保険法に基づく第1号事業」
- など

【注意】

- ・定款の記載方法について、法人の所轄庁から別途指示がある場合は、この限りではありません。
- ・第1号訪問事業には、現行相当サービス（訪問介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）を含みます。
- ・第1号通所事業には、現行相当サービス（通所介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を含みます。
- ・第1号事業には、第1号訪問事業と第1号通所事業を含みます。
- ・医療法人、社会福祉法人等は、必ずそれぞれの所轄・監督官庁へ相談のうえ、変更手続きを行ってください。

お問い合わせ先

島本町 健康福祉部 高齢介護課

電話：075-962-2864